

令和 7 年第 1 回大多喜町議会定例会

7 月会議会議録

令和 7 年 7 月 25 日 開会

令和 7 年 7 月 25 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和七年 第一回定例会〔七月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔七月会議〕

大多喜町議会議録

令和七年 第一回定例会〔七月会議〕

大多喜町議会議録

令和 7 年第 1 回大多喜町議会定例会 7 月会議会議録目次

第 1 号 (7 月 2 5 日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
報告第 9 号及び報告第 1 0 号の上程、説明	4
報告第 1 1 号の上程、説明	5
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
休会について	11
散会の宣告	11
署名議員	13

第 1 回大多喜町議会定例会 7 月会議

(第 1 号)

令和7年第1回大多喜町議会定例会7月会議会議録

令和7年7月25日（金）

午後 2時00分 開議

出席議員（12名）

1 番	吉 野 一 男 君	2 番	森 久 君
3 番	渡 辺 八寿雄 君	4 番	末 吉 昭 男 君
5 番	志 関 希久夫 君	6 番	麻 生 勇 君
7 番	渡 邊 泰 宣 君	8 番	山 口 定 夫 君
9 番	及 川 はるな 君	10 番	久 保 初 江 君
11 番	加々美 昌 美 君	12 番	渡 辺 善 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
教 育 長	佐久間 靖 夫 君	総 務 課 長	麻 生 克 美 君
財 政 課 長	市 原 芳 則 君	建 設 課 長	森 芳 博 君
農 林 課 長	小 高 一 哉 君	教 育 課 長	浅 野 健 二 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 島 丈 佳	書 記	市 原 和 男
---------	---------	-----	---------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 10 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 11 号 専決処分の報告について

日程第 5 議案第 4 4 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 6 議案第 4 5 号 旧上瀑小学校キュービクル設置工事請負契約の締結について

◎開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 本日は、令和7年第1回議会定例会7月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日7月25日は休会の日ですが、議事の都合により、令和7年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより7月会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、令和7年第1回議会定例会7月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきたいと思います。

本日は令和7年第1回議会定例会7月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

毎日非常に暑い日が続きますが、参議院議員通常選挙も終わり、今後の国政の方向性には十分注視しなければならないところでございます。本町といたしましても、物価高騰など、経済状況の不透明感が見られる中で、国や県の施策などを十分勘案しながら、必要な対応をしっかりと図っていきたいと考えております。

さて、本日、報告が3件、それから損害賠償に係る案件、そして工事請負契約案件を提出させていただいております。各議案とも十分ご審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から6月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本7月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

7番 渡 邊 泰 宣 君

8番 山 口 定 夫 君

を指名します。

◎報告第9号及び報告第10号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第2、報告第9号 専決処分の報告について及び日程第3、報告第10号 専決処分の報告についてを一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

報告第9号 専決処分の報告について及び報告第10号 専決処分の報告についてを一括議題とします。

本件について報告願います。

農林課長。

○農林課長（小高一哉君） それでは、報告第9号及び第10号をご説明いたしますので、議案つづり1ページをお開きください。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

次のページをお開きください。

報告第9号及び第10号ともに、リース車両の公用車による物損事故に関する損害賠償を定めた専決処分の報告となります。

本文に入ります前に、専決処分の概要についてご説明いたします。

令和7年3月19日午後12時13分頃、当日の天候は雨でした。市原市民会館に出張するため、国道297号線横山地先羽黒坂手前の上り車線を走行中、坂を上り始めた際、1つ目の左カーブに差ししかかったときにハンドルを左に回したところ、雨の影響で車両の後部がスリップし、道路脇のガードレールに衝突しました。これにより、リース車両である公用車の左前のライト、方向指示灯、前のバンパー及びガードレールが損傷しましたが、幸いにもけが人はおりませんでした。

報告第9号の損害賠償額は、リース車両であります。公用車が全損扱いとなったため、令和7年9月30日までのリース中途解約費用として、株式会社トヨタレンタリース千葉へ16万1,358円、報告第10号の損害賠償額は、ガードレールの修繕費用として、千葉県へ23万267円で示談が成立しております。

報告第9号及び第10号の損害賠償の額を定めることについての本文の内容は、先ほど説明した内容と同様となりますので、省略させていただきます。なお、今後このような事故が発生しないよう、公用車の運転においては、安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告を終わります。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第9号専決処分の報告について及び報告第10号専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第11号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第4、報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 報告第11号の説明をさせていただきます。議案書の5ページをお開きください。

この専決処分は、町道を走行していた車両が道路横断溝を通過した際、コンクリート蓋が

跳ね上がり、通行車両に損害を与えた事故に伴う損害賠償額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、相手方。千葉県勝浦市新戸303番地4、ヤマト運輸株式会社勝浦営業所、所長、伊藤健。

2、事故の概要。令和6年12月31日午前10時30分頃、町道伊保田銭上台線の横断溝を業務車両が通行した際、コンクリート蓋が跳ね上がり、車両下部に損傷を与えたものです。

3、損害賠償額。11万7,029円。この金額は、事故車両の原形復旧に要する修繕料6万269円及び事故現場から修理工場までのレッカー代5万6,760円の合計額でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで、報告第11号専決処分の報告についてを終わります。

議員の皆様申し上げます。これから議案審議に入りますが、質疑につきましては、同一内容について3回までとします。また、議案書のほかに、議案審議資料が配付をされていますが、この資料はあくまで参考資料として配付をされているものですので、質疑の際は議案書により質疑をされるようお願いします。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第44号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて、教育課よりご説明させていただきます。

それでは、議案つづり7ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年6月30日に、大多喜小学校の児童が昼休み中にサッカーをしていたところ、蹴ったボールがゴールを超え、学校前の道路まで転がり、走行中のスクーターと接触事故を起こし、人身及び車両に損害を与えたものでございます。

今回の事故は、労働者災害補償保険が認定されたため、相手方が被害者へ行った各給付に

対し、町の過失分に相当する額の求償を損害賠償するために提案させていただくものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり、学校における事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13項の規定により議会の議決を求める。

1、相手方。厚生労働省千葉労働局。

2、事故の概要。令和5年6月30日午後1時15分頃、大多喜小学校の児童が昼休み中にサッカーをしていたところ、蹴ったボールがゴールを超え、学校前の町道大多喜新丁線まで転がり、走行中のスクーターへ接触し、人身及び車両に損害を与えた。

その際、被害者は通勤途中であったため、労働者災害補償保険の申請をして認定された。本件は、相手方が被害者へ行った各給付に対し、町の過失分に相当する額について求償されたものでございます。

3、損害賠償額。148万6,072円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 本件議案につきまして、1件ほどお尋ねしたいと思います。

本件議案につきましては、6月会議において、専決処分の報告案件ということで報告された事案と同一の事案であります。前回のときには、被害者の医療補償ですとか、車両の損害の補償に対しての額の決定等についてでありました。そして、今回はいわゆる休業補償に関する内容であろうかと思います。被害者の方への十分な求償ということで結構なことだと思います。

損害賠償額が148万何がしということで、100万円を超えるということで、町長の専決処分の指定事項に該当しないということで、議案として提出されたところであります。

お伺いしたいことは、この休業補償ですね。この損害賠償額の148万6,072円、過失相殺、過失割合は、前回の説明ですと、町が7割、本人3割という説明を伺っております。これを

10割換算しますと212万何がしになるわけでありますけれども、この損害賠償額の内訳について教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） ちょっと今、全体の148万6,072円というのが、まず労災が支払った治療費分と休業補償分としてなんです、ちょっと今計算していなかったの、ちょっと計算してからお答えさせていただいてもよろしいですか。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） 医療費については、6月のときの専決処分の中にあったような説明のようでしたけれども、今回は休業補償だけだと思うんですけども、いわゆる、例えばこの方がお勤めされていて、日額幾らで何日間分だよと。その程度で結構なもんですからね。分かれば教えてください。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 前回6月3日の専決処分の報告のときのお話では、慰謝料とか、治療費と申し上げた中でも、診断料とか、診断書の料金であったり、実際にはバイクの修理代等が含まれたものでございまして、今回は純粋にこの労働災害補償保険が適用を受けたということで、労災のほうで支払った、実際に支払いました医療費ですね。それと、休業補償、これが純粋に労災が支払った分で行いまして、それに対する7割の町の過失割合を今回求償された分で、議会案件ということで148万6,072円の全体額になっております。休業補償につきましては、30日分が今回該当となっております。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺八寿雄君。

○3番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

医療費分と休業補償分って、区分けして説明できますでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（浅野健二君） 100%の支払い額としましては、医療費が207万994円、そして休業補償が14万6,760円となります。先ほどの休業補償の30日分というのは、労災が認定しました1日4,892円、これを30日分ということになります。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第6、議案第45号 旧上瀑小学校キュービクル設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議案第45号 旧上瀑小学校キュービクル設置工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案書9ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由を説明させていただきます。

まず、現在の旧上瀑小学校の活用予定でございますが、地域の活性化で貢献できる施設として、新たな用途への転用なども含め、多目的な活用が検討されております。また、運動施設及び避難所として活用する上瀑ふれあいセンターにおいても、地域の皆様が安心して利用できる環境づくりとして、今後は空調設備の設置等も想定されており、両施設においては、これまでより電力需要の増加が見込まれる状況がございます。

今回の工事は、町内のほかの学校施設や旧学校施設等の大規模な施設と同じく、キュービクルを設置することで電力供給の安定、効率化と安全性の確保を図ろうと実施するものでございます。

次に、入札の経過についてご説明いたします。

本工事につきましては、6月17日に指名業者選定審査会を開催し、指名業者選定基準に基づき8者を選定、6月18日から閲覧を開始しまして、7月15日に開札を行ったところ、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札いたしました株式会社鎌田電機が落札者となり、7月18日に仮契約を締結いたしました。

それでは、本文に入らせていただきます。

旧上瀑小学校キュービクル設置工事について、次のとおり、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的。旧上瀑小学校キュービクル設置工事。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。4,994万円。

4、契約の相手方。千葉県鴨川市天津1087番地、株式会社鎌田電機、代表取締役、鎌田浩茂。

5、工期。議会の議決の日から令和7年12月26日まで。

以上で議案第45号 旧上瀑小学校キュービクル設置工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日26日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、明日26日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺善男君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時25分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 山 口 定 夫